

平成 29 年 4 月 27 日
経営会議資料
総務部

県有施設にかかる見直しの進め方について

1. 経緯

本県では、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定し、県が所有・管理する全ての公共施設等を対象に、長期的な視点に立って、将来の利用需要等を見据えた適切な配置と規模を確保していくことをめざしている。

平成 28 年 9 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」の「維持管理費の抑制」の項目において、平成 29 年度に、県有施設の必要性とその管理のあり方について検討することとしたところである。

2. 見直しの目的

より機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営に向けて、「ヒト」「モノ」「カネ」といった行政資源を効果的・効率的に配分する必要性が一層高まっており、県有施設の維持管理費についても、見直しが避けて通れない状況にある。

このため、廃止や譲渡も含めた県有施設のあり方の検討を行うとともに、全ての施設においてコスト縮減や一層の財源確保に取り組むことにより、今後の経常的支出の抑制につなげていくこととする。

3. 検討方法

「県有施設の必要性とその管理のあり方の検討」については、次のとおり進める。

(1) 検討対象

県全体の維持管理費に対する影響が大きい「建物（箱モノ）」と「都市公園」を今回の検討対象とする。

道路等のインフラ施設（都市公園を除く）については、担当部局とともに今後検討する。

既に個別の見直し方針があるもの、建築後 10 年未満（H29.4.1 現在）のものは、施設のあり方そのものの見直しは今回行わない。

(2) 今後の進め方（予定）

- ・上半期は、施設状況調査（対象施設の利用実態や施設運営にかかる費用対効果等）や、見直し可能施設のリストアップ、施設の見直し方針の策定に向けた検討等を行う。
- ・9月に「県有施設にかかる見直し方針（案）」を策定し、公表する。
- ・以降、個別施設の見直し方向については、調整が整ったものから集中取組に追加する。